



平 3 0 税 務 第 4 8 5 号
平成31年(2019年) 3月26日

山口県経営者協会会長 様

山口県総務部長



山口県産業廃棄物税の継続について

陽春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、本県税務行政をはじめ県政各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県独自の法定外目的税として平成16年度に導入した山口県産業廃棄物税について、今年度、条例の規定に基づき、施行の状況等を勘案し検討を行った結果、同税は、産業廃棄物の排出抑制等に効果があり、税収を活用した事業も有効と認められることから、引き続き現行の制度による課税を継続することといたしました。また、5年後においても施行の状況等を勘案し、再度検討を行うこととしております。

今後も条例の趣旨に即した運用を行って参りますので、引き続き産業廃棄物税に対する御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、産業廃棄物税の継続にあたり、別添のとおり周知資料を作成しましたので、貴事務所の窓口での備え付けや会議での配布、会報紙への折込等に御活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

税務課課税班

担当：升田

電話：083-933-2277

FAX：083-933-2299